

令和元年会社法改正（2）—株主提案権—

京都大学 山下 徹哉

1 はじめに

- 施行日
 - 改正法（会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号））の公布の日（令和元年12月11日）から1年6月内（附則1条本文）。
 - 法務省案：令和3年（2021年）3月1日予定
- 株主提案権に係る経過措置
 - 施行前にされた会社法305条1項の規定による請求（議案要領通知請求権）については、なお従前の例による（附則3条）。
 - 改正前の規律を前提としてされたと思われる施行日前の請求に改正法の規定を適用すると、請求株主に不測の不利益を生じさせるおそれがあるから（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅱ〕」商事法務2223号（2020）4頁、10頁）。

2 株主提案権に関する規律の改正の概要

(1) 改正の経緯

- 株主提案権の導入時（昭和56年商法改正）の議論（稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982）131頁）
 - 株主が自らの意思を株主総会に訴えることができる権利を保障することにより、株主の疎外感を払拭し、経営者と株主の間あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくして、開かれた株式会社を実現しようとするものである。
- 株主提案権の導入時の背景事情（稲葉・前掲126頁～127頁）
 - 当時の株主総会は、特殊株主たる総会屋が跋扈し、さしたる議論もなく短時間で会議が終了していた。
 - 形骸化した株主総会を実質的に機能するものとする（形骸化の是正・その活性化）が必要と考えられた。
 - 株主提案権は、株主総会において個々の株主の意思がよりよく反映されるようにして、一般の株主の株主総会への参加意欲を向上させるための措置の一つ。
- 株主提案権の制度目的
 - 株主からの提案が出され、それが他の株主に通知され、あるいは株主総会の場で取り上げられる、ということ自体に意味がある、という理解（前田重行「株主提案権

(商法 232 条ノ 2) の解釈論的検討『株主総会制度の研究』(有斐閣、1997) 171 頁、175～178 頁、後藤元「株主提案権に関する規律(とその趣旨)の見直し」商事法務 2231 号(2020) 13 頁)。

- 株主による提案が、経営陣の反対にもかかわらず、実際に決議として成立する、というようなことは期待されず。
- 経営者としては噴飯物の提案や特殊株主による提案がなされることはあるだろうが、真摯に対応し、不合理なものであれば多数決で否決すればよい(稲葉・前掲 131 頁)。
- 従前の利用例(中西敏和「株主提案権制度の変化と総会実務への影響」資料版商事法務 338 号(2012) 14 頁、田中慎一「株主提案権制度の問題点」西南学院大学法学論集 45 巻 3=4 号(2013) 167 頁)
 - 導入当初より、支配権争奪のために用いられたり、社会運動の一環として利用されたりと様々な目的で用いられる。
 - 運動型株主による提案(電力会社に対する原発反対運動など)が増加。
 - 特に 2000 年代に入ってから投資ファンドによるアクティビズムの一環としての提案が増加。
- 株主提案権の改正の契機
 - 明らかに濫用といえる事例の出現。
 - ◇ 2012 年の野村ホールディングスにおける株主提案。
 - ◇ 2012 年の HOYA における株主提案。
→一定の目的による株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があることを認める裁判例(東京高決平成 24 年 5 月 31 日資料版商事法務 340 号 30 頁)。
 - 日本の上場会社の株主総会のあり方の変化。
 - ◇ 総会屋の消滅。
 - ◇ IR の場としての活用。
 - ◇ 株式持合いの解消と、外国人投資家・機関投資家の保有比率の増加。
 - ◇ スチュワードシップ・コードの策定。
 - 研究者や実務家による改正提案
 - ◇ 濫用の抑止策(武井一浩「株主提案権の重要性と適正行使」商事法務 1973 号(2012) 52 頁、松井秀征「株主提案権の動向」ジュリスト 1452 号(2013) 41 頁、松尾健一「株主提案権の見直しの要否—近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報 86 巻 3 号(2014) 48 頁、荒達也「株主提案権」法学教室 421 号(2015) 11 頁等)
 - ◆ 株主提案権の行使が権利濫用として許されない類型の検討。
 - ◆ 定款記載事項に限界を設けることの検討。

- ◆ 提案議案数の制限を導入することの検討。
- ☆ 状況変化への対応（松尾・前掲 53 頁、飯田秀総「株主提案権の濫用的な行使と会社法改正」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言〔2018 年度版〕』（資本市場研究会、2017）227 頁、248 頁～249 頁、松中学「株主提案権制度の目的—日米比較を踏まえて」森淳二郎先生退職記念『会社法の到達点と展望』（法律文化社、2018）432 頁、450 頁～451 頁）
- ◆ 株主提案権の制度趣旨自体を見直し、経営者の規律付けの手段としての機能を重視しようとする見解。
- ◆ 300 個以上の議決権という持株要件の引上げまたは削除。

(2) 改正の内容

- 数的制限の導入
 - 取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求をすることのできる議案の数の上限を 10 とする旨の定めを追加（改正 305 条 4 項・5 項）。
- 内容的制限の導入の試みと削除
 - 法案段階では、専ら人の名誉を侵害するなどの不当な目的による議案の提出などの場合を請求拒絶事由とする改正も提案。
- その他の論点
 - 300 個以上の議決権という持株要件の引上げまたは削除。
 - 株主総会の日の 8 週間前までという株主提案権の行使期限の前倒し。

(3) 改正の趣旨

- 立案担当者の説明（竹林ほか・前掲解説 4 頁）
 - 株主提案権が濫用的に行使されること（1 人の株主により膨大な数の議案が提出されるなど）により、株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなどが弊害として指摘されている。
 - 株主提案権が本来の目的に資するように行使されることを確保するため、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、提案できる議案の数を制限する。

※「本来の目的」＝昭和 56 年の制度導入時に説明された制度趣旨を維持。
- 改正の基本的方向性
 - 明らかな濫用事例の出現への注目とその弊害への対処。
 - 株主提案権の制度趣旨の見直しは、ほとんど議論されず。
- その帰結（後藤・前掲 14 頁～15 頁）
 - 300 個以上の議決権という持株要件の引上げまたは削除は、見直しの対象とならず。

- 国会での法案審議における内容的制限の削除提案に抗しきれず。

3 議案要領通知請求における議案の数の制限

(1) 制限の趣旨

- 株主提案権の濫用的な行使による弊害に対処する。
- 「弊害」(竹林ほか・前掲解説4頁)
 - 株主総会における審議の時間等が当該議案に割かれ、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討等に要するコストが増加したりすることなど。
- 株主総会における審議の時間について
 - 改正法成立前の説明(部会資料3第1(補足説明)、中間試案の補足説明・第1部第2冒頭部分、神田秀樹『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅱ〕〕商事法務2192号(2019)4頁)
 - ◇ 「株主総会における審議の時間等が無駄に割かれ」
 - 提案数が多ければ、当然に不合理で無意味な提案内容であり、その審議の時間は無駄であると断定することができるかは疑問がある。
 - たとえ提案の内容が合理的なものであっても、特定の株主が株主総会における審議の時間等を独占することは問題である、という評価を会社法は行った(飯田秀総「株主提案権の濫用的な行使と会社法改正」資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言〔2018年度版〕』(資本市場研究会、2017)227頁、258頁～259頁、神田秀樹ほか「【座談会】『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱』の検討」ソフトロー研究29号(2019)21頁、47頁～48頁〔飯田秀総発言、藤田友敬発言〕、飯田秀総「株主提案権に関する規律の見直し」法律のひろば73巻3号(2020)18頁)。
- 株式会社における検討等に要するコストについて
 - 立案関係者による説明(部会資料3第1(補足説明)、中間試案の補足説明・第1部第2冒頭部分、神田・前掲4頁、竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の概要」商事法務2220号(2020)4頁、7頁)
 - ◇ 「株式会社における検討や招集通知の印刷等に要するコスト」
 - 「ほかの株主による議案の検討等に要するコスト」(飯田・前掲ひろば18頁)

(2) 制限の対象

- 取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求(305条1項)をする場合に、当該株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数の上限を10とする。
- 取締役会非設置会社について(竹林ほか・前掲解説5頁)

- 株主総会が会社法に規定する事項および会社の組織・運営・管理その他会社に関する一切の事項について決議することができること（295条1項〔取締役会非設置会社における株主総会の万能機関性〕）。
- 株主が議場において新たな議題・議案を追加して提案することができること（303条1項〔議題提案権の行使期限の定めなし〕）。
- 機関権限の分配として、株主が株主総会の決議を通じて会社経営に直接関与することが想定されている→株主総会の議場において臨機応変に議題・議案を設定できることが必要となり得る。
- 議題提案権（303条）について（竹林ほか・前掲解説5頁）
 - 改正前会社法で、株主の基本的権利であるとして、実質的に同一の議案の提出の制限（304条ただし書、改正前305条4項〔泡沫提案の制限〕）と同様の制限を設けていなかったこと。
 - 数的制限の必要性が大きいこと。
 - ◇ 株主総会参考書類を交付しなければならない会社においては、株主が議題提案権を行使したがこれに対応する議案の要領を追加しなかったときは、会社は提案を拒否できると解される（会社則93条、66条1項1号参照）。
 - ◇ 議題提案権の性質上、膨大な数の議題を提案することは想定しがたい。
- 議場における議案提案権（304条）について（竹林ほか・前掲解説5頁～6頁）
 - 数的制限の必要性が大きいこと。
 - ◇ 取締役会設置会社では、招集者が会議の目的と定めて株主に通知した事項以外は決議できない（309条5項）。
 - ◇ 議案の修正動議の範囲は議題から予見可能な範囲内に限定される。
 - ◇ 議長の議事整理権・秩序維持権（315条1項）に基づく議案の取捨選択が可能。

(3) 制限の効果

- 株主が10を超える数の議案を提出する場合には、その10を超える部分の議案については、議案要領通知請求権は否定される（改正305条4項前段）。
 - 10を超える部分の議案について、通知をする法的な義務を会社に発生させるという株主の通知請求権は存在しない（「前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない」）。
- 拒絶事由を定めたもの（神田・前掲5頁、竹林ほか・前掲解説6頁）
 - 会社が拒絶せずに任意に議案の要領を通知することは認められる。
 - 任意に通知した場合に、株主総会決議に違法の瑕疵は、生じない。
- 実質論（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第14回会議議事録32頁〔野村修也委員発言〕、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第16回会議議事録19頁〔前田雅弘委員発言〕）

- 議案の数の数え方が必ずしも明確でないため、会社が安全策をとって適法な議案の提案があったと認めたところ、実は、客観的には10を超えていたという場合に、任意の通知をすれば決議に瑕疵が生じるということになれば、会社にとって酷。
- その10を超える部分の議案に係る決議のうちどの決議に瑕疵が生じることになるのかも不明確であり、混乱が生じ得る。
- 「適用しない」という文言の是非（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第16回会議議事録19頁〔前田雅弘委員発言〕、第200回国会衆議院法務委員会会議録第11号（令和元年11月22日）19頁〔串田誠一委員発言〕）
 - 従前から拒絶事由と解されている泡沫提案の制限（改正会社法305条6項）も同様に「適用しない」という文言を用いていた（竹林ほか・前掲解説6頁）。

(4) 制限の数

- 10とされた理由（竹林ほか・前掲解説6頁）
 - 近年の行使状況を見ると、株主の提出に係る議案の数は、各株主につき多くても10程度にとどまっていること。
 - 株主が同一の株主総会に議案を何十も提出する必要がある場合は想定しづらいこと。
- 市民運動型の提案も含め従来の株主提案の実務（の大部分）を実質的に制限はせず、ごく一部の濫用的な行使を思いとどまらせるようなメッセージを送るもの（齊藤真紀「株主提案権の規制」ジュリスト1542号（2020）28頁）。

(5) 議案の数の数え方

ア 総説

- 改正前の状況＝明確な基準なし
 - 役員等の選解任等に関する議案は、1候補ごとに1議案（東京地判平成19年12月6日判タ1258号69頁参照）。
 - そのほかの案件の場合も、採決の単位としてふさわしい範囲で1つの議案。
- 改正法
 - 役員等の選解任等に関する議案や定款変更に関する議案について、議案の数の数え方に関する特別の定めを置いた（改正305条4項後段各号）。
 - ※ 提出可能議案数の制限（10）を上回っているか否かの判断においてのみ妥当。

イ 役員等の選解任等に関する議案

- 役員等（取締役、会計参与、監査役または会計監査人）の選任または解任に関する議案および会計監査人を再任しないことに関する議案は、当該議案の数にかかわらず、1の議案とみなされる（改正305条4項後段1号～3号）。

- 理由（竹林ほか・前掲解説 7 頁）
 - 従来の取扱いのように 1 候補者ごとに 1 議案だとする場合、役員等の数次第では 1 の株主総会において株主が希望する全ての人事案を提出できなくなるおそれ。
 - 提出できたとしても他の議案の提出可能数が大きく制約されるおそれ。
 - 株主提案権の行使を過度に制約する懸念がある。
- 帰結（飯田・前掲ひろば 21 頁）
 - 取締役の全部または一部を入れ替えて行う「支配の交代」（松中・前掲 435 頁）を株主自身が費用負担して行うほかの手段（委任状勧誘など）によらなくてもよいという従来の法状態が最大限維持される。
- なお、役員の種類ごとに分けて数えることはしない。
 - 取締役、会計参与、監査役または会計監査人の各役職のうちの複数について選任を提案する場合も、すべてまとめて 1 の議案となる。
 - 議題をまたぐ場合にも、議案の数の数え方としては 1 ということに（齊藤・前掲 29 頁）。

ウ 定款変更に関する議案

- 定款の変更に関する 2 以上の議案は、当該 2 以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合に、1 の議案とみなされる（改正 305 条 4 項 4 号）。
- 理由（竹林ほか・前掲解説 8 頁、齊藤・前掲 29 頁）
 - 定款変更に関する議案は、提案者が採決の単位としてふさわしいと考える限りで、任意に 1 つまたは複数の議案として設定することができる。
 - 株主が、相互に無関係な、膨大な数の条項を 1 の議案として提出するときに、そのまま 1 の議案として取り扱うならば、数的制限の意味が大幅に減殺される。
 - 議案の数の数え方について、提案者の任意に委ねず、一定のルールが必要となる。
- 規定の意味（竹林ほか・前掲解説 8 頁）
 - 第 1 ルール
 - ◇ 提出可能議案数の制限との関係では、定款の変更に関する議案は、原則として、請求株主が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して議案の数を数え、議案の数の制限を及ぼすのが相当である。
 - 第 2 ルール
 - ◇ 定款の変更に関する 2 以上の議案が提出された場合に、これらの議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性があるときは、それらの議案の内容に密接な関連性が客観的に認められ、表裏一体のものとしてまとめて可決されることが念頭に置かれて提出されていると考えられるため、提出可能議案数の制限との関係では、1 の議案とみなす。

- 論点 1：条文上の根拠（飯田・前掲ひろば 21 頁～23 頁参照）
 - 第 2 ルールの「2 以上の議案」か否かは、第 1 のルールにより決まるが、第 1 のルールそのものを定める規定は、改正後の会社法には存在しない。
 - 改正 305 条 4 項 4 号の「2 以上の議案」の「議案」とは、「提案者が設定した議案の形式ではなく、その内容に着目して、1 のまとまりと考えることのできるもの」を意味すると解釈すべきか。
 - そして、改正 305 条 4 項で用いられるほかの「議案」という文言も同様に解釈すべきだとすれば、同項各号に掲げた議案以外の議案も、数的制限の適用に際しては、請求株主の設定した議案の形式ではなく、議案の内容に着目して、その数を数えるべきことに（飯田・前掲ひろば 25 頁注 9）。
- 論点 2：第 1 のルールにおける議案の数の数え方
 - 立案担当者の例示（竹林ほか・前掲解説 8 頁）
 - ◇ 商号と本店所在地→別個の定款記載事項を変更する議案→別個の議案
 - ◇ 「監査等委員会の設置とそれに伴う規定の整備を行うという議案」と「監査役の廃止とそれに伴う規定の整備を行うという議案」→監査等委員会の設置や監査役の廃止に伴う一連の変更だから、それぞれ 1 の議案？
 - 第 1 のルールにおける議案の数の数え方は、社会通念に照らして判断する？（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第 17 回会議議事録 12 頁〔田中亘幹事発言〕、14 頁〔北村雅史委員発言〕参照）
- 論点 3：第 2 のルールにおける相互に矛盾する可能性の有無の判断基準
 - 議決が分かれると法令上相容れない定款条項の併存を招く場合→明らかに当たる（竹林ほか・前掲解説 8 頁、齊藤・前掲 29 頁）。
 - それ以外の場合は？

(6) 拒絶する議案の決定の方法

- 具体的にいずれの議案を拒絶の対象にするかを、誰がどのように決めるのか。
- 改正法（改正 305 条 5 項）
 - 原則として取締役がこれを定める。
 - 請求株主が提出しようとする 2 以上の議案の全部または一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、その優先順位に従い、これを定める。
- 理由（竹林ほか・前掲解説 9 頁）
 - 株主提案権を行使する株主の意思を尊重する必要性と会社の事務負担の程度を考慮して、そのバランスをとったもの。
- 取締役による決定の方法（竹林ほか・前掲解説 9 頁注 10）
 - 予め株式取扱規程等で定めておくことが考えられ、その決定方法が合理的なものである限り、取締役は、その方法に従って決定できる。

- ◇ 合理的な決定方法の例：議案を原則として株主が記載している順序に従って、横書きの場合には上から（縦書きの場合には右から）数えて決定するものとするが、議案が秩序だって記載されていないなど、その順序を判断することが困難である場合には、取締役が任意に選択するものとする方法など。
- 法務省令による定め？
- 拒絶対象議案の決定と内容制限・権利濫用による拒絶との関係（神田ほか・前掲 57 頁～60 頁、飯田・前掲ひろば 20 頁）
 - 株主が 10 を超える議案を提出しようとするときに、株主が定める優先順位に従って選択された上位 10 の議案の中に、内容制限等に該当して拒絶できる議案が 1 つあるような場合。
 - ◇ α 説：残りの 9 の議案のみを通知の対象とすれば足りる。
 - ◇ β 説：排除された議案の代わりに次順位の 1 つの議案を通知の対象に加えなければならない。
 - β 説の主張
 - ◇ 議案の数の数え方において株主と会社側に見解の相違が生じる可能性。
→株主の意図に反して 10 を超える部分の議案が拒絶され、残った 10 の議案のうちからさらに一部を拒絶というのは、株主にとって不利益。
 - ◇ 10 の議案を形式的に決めて、その中に違法なものが含まれていれば、その分だけ次順位のことを追加するという作業は、事務負担として大きくない。
 - 検討
 - ◇ 株主が 100 の議案を提出し、株主の定める優先順位によれば 90 番目までの議案は、内容制限や権利濫用による拒絶があり得るものである一方で、91 番目以降の議案は、拒絶はあり得ない合理的な内容であるような場合は？
 - ◇ 議案の数の数え方における見解の相違とそれに起因する株主の不利益は、請求株主と会社側のコミュニケーション+協議で、最小化される？

(7) 複数の株主による共同行使の場合

- 議案要領通知請求権は、複数の株主により共同して行使される場合がある。
 - 請求株主の持株要件（305 条 1 項ただし書）を合算して充足させる目的。
 - ほかの目的。
- 共同行使の場合において、提出することができる議案の数は、株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用される（神田・前掲 8 頁、竹林ほか・前掲解説 6 頁注 5、飯田・前掲ひろば 23 頁、齊藤・前掲 30 頁～31 頁）。
 - 具体例（中間試案の補足説明・第 1 部第 2 の 1 (5)、竹林ほか・前掲解説 6 頁注 5）
 - ◇ 株主 A、B および C が議案要領通知請求権を共同行使し、10 の議案を提出した場合に、さらに A がほかの株主 D との共同行使により別の議案を提出しよ

うとしても、それは許されない。

☆ 株主 A、B および C が共同行使により 6 の議案を提出した場合には、A がほかの株主 D との共同行使により提案できるのは 4 までの議案である。

- 共同行使を複数の組合せで行った結果、複数の組合せに共通する株主について 10 を超える数の議案を提出するという状況になった場合に、拒絶する議案はどのように決定されるべきか（飯田・前掲ひろば 23 頁～24 頁）
 - 株主 A、B および C が 10 の議案を提出し、さらに株主 A および D が 6 の議案を提出するような場合である。このときに、計 16 の議案に関する改正 305 条 5 項ただし書に基づく株主による優先順位の定めとして、A および D は、A・D グループの 6 の議案を優先するという優先順位を定めているが、B および C は、A・B・C グループの 10 の議案を優先するという優先順位を定めているような場合。
 - ☆ I 説：個々の株主を見たときに A のみが提出できる議案の数の上限を超えているので、優先順位の定めは A の意思に従えばよいという考え方。
 - ☆ II 説：優先順位の定めについて両グループの意見が一致しない限り、優先順位の定めはないものとして、改正 305 条 5 項本文に基づき取締役が決めればよいという考え方。
 - 共同行使の場合でも、提出できる議案の数は、株主ごとに計算され、株主ごとに制限が適用されるという仕組みになっていることからすれば、I 説の方が論理的であると指摘される。